

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域（案）に関する意見募集の結果について

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域（案）について、県のホームページなどを通じ、県民の皆様からの御意見を募集してまいりました。その結果、2名から2件の御意見をいただきました。貴重な御意見をお寄せいただき、誠にありがとうございました。いただきました御意見の内容及び県の考え方につきましては、以下のとおりです。

番号	御意見の内容	県の考え方
1	<p>盛土規制法は、豪雨を誘因とした土石流災害をきっかけに出来た法律ですが地震時の安全性向上にも役立つものです。豪雨時に崩れやすい盛土は地震で崩れるリスクも同時に抱えています。</p> <p>傾斜地以外に広がる平野部にも安全性が疑問視される擁壁による造成宅地も県内多数存在しています。それなりの対策を施した盛土や擁壁はある程度は健全ですがそれ以外の人工物は基本的に老朽化し脆弱なものであり今後想定される大規模地震動での崩壊リスクが懸念されます。</p> <p>以上を踏まえると県内ほぼ全域が規制対象区域となることは妥当であり今後の周知に期待します。</p>	<p>県内ほぼ全域を規制区域として指定することにより、区域内で行われる盛土等に関する工事の規制や危険な盛土等に対する指導等を適切に行っていくこととしております。</p> <p>また、規制区域指定後は新たな手続きや土地所有者等に土地を安全な状態に維持する責務が生じることになるため、今後とも、県民へ広く周知してまいります。</p>
2	<p>盛土規制法の趣旨は十分理解できるが、それらと並行して、循環社会の構築が求められている中で、建設発生土も循環資源の一つとして位置付けることにより、建設現場で発生した土砂(泥土等含む)も、リサイクルの観点で必要に応じて選別や土質改良などして、再利用が可能な形にしたうえで、再度建設現場での盛土材や埋戻し材として使用されることも重要と考える。</p> <p>そこで、一時的な土砂の堆積とするイメージ図はあるが、一時的ならば再搬出も考慮した考え方が別途必要になるのではないかと。</p> <p>そのためには、新たに建設発生土の民間受入地（ストックヤード）というものを民間事業者が確保し、今回示された一時的な土砂の堆積となる基準に合致したうえで、そこを宮崎県で認証登録され、公共工事からの搬出先として設計に反映したり、民間受入地がストックしている土砂を積極的に公共工事に再利用していくなど、官民が一体となった取り組みもこれからは必要になると思われる。</p> <p>なお、そのためにはコンクリート塊などの産業廃棄物処理と同様に、マニフェストのような取り組みで、当初発生した土砂は、最終的にどこにどのように使用されたかなども追跡できると思われる。</p>	<p>御意見の通り、建設発生土のリサイクル、有効利用は大変重要であると認識しているところです。今後とも、関係機関や関係団体との意見交換等を通して、有効利用や民間受入地の確保に努めて参ります。</p>